

第 79 号 議 案

県が行なう建設事業に対する市町及び一部事務組合の負担金について

長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業に要する費用の負担に関し、次のとおり市町及び一部事務組合に対して経費の一部を負担させることについて、議決を求める。

事業名	整備項目	市町及び事務組合名	負担額
長崎県防災行政無線衛星系設備再整備事業	衛星系設備工事費	県内全市町 県央地域広域市町村圏組合 島原地域広域市町村圏組合	各団体の整備事業費に100分の15を乗じて得た額
	Jアラート設備工事費	長崎市、島原市、時津町を除く全市町	各団体の整備事業費に100分の30を乗じて得た額

令和 6 年 6 月 17 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

(提案理由)

県が行う建設事業について、受益の限度において関係市町等から負担金を徴収することができるが、このことについては、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。